

「いきいき運動部活動（4訂版）」に基づく明石北高校部活動方針

(原則)

- ① 学期中は週当たり2日以上 of 休養日を設定する。長期休業中も学期中に準じる。
(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定)
- ② 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。
(週当たり16時間を目標)

例外1：当初設定した休養日に、高体連・高野連主催の公式戦及び、公式戦直前の練習等やむを得ない事情が入った場合に限り、活動日設定週の翌週から4週以内に平日は平日、休業日は休業日に休日を設定し直す。

例外2：公式戦の連続等、特別な事情により例外1の4週間以内の設定ができない場合に限り、16週以内のできるだけ早い時期に平日は平日、休業日は休業日に休日を設定し直す。

例外3：例外1・2での休養日の設定が難しい場合は、年間で平日52日以上、休業日52日以上の休養日を設定する。

ただし、いかなる場合でも週当たり1日は休養日を設定する。

※休業日とは、職員の勤務日以外の日（土日祝と12/29～1/3）であり、警報発令や入学者選抜業務による生徒休業日は含まない。

- 文化部の活動に関しても、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、上記運動部の活動と同様とする。